

## 災害時等におけるドローンを活用した活動支援に関する協定

横浜市戸塚区役所（以下「甲」という。）と横浜防災ドローンクラブ（以下「乙」という。）とは、災害時等におけるドローン（航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 2 条第 22 項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。）を活用した活動支援に関して、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第 1 条 この協定は、横浜市内で災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、戸塚区内の災害応急対策等を迅速かつ効果的に実施するため、甲から乙に対して要請するドローンを活用した活動支援に関して、必要な事項を定めるものとする。

### （活動支援の内容）

第 2 条 前条の活動支援の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害発生現場等の被害状況調査、避難情報の発令及び解除に必要な情報収集の支援
- (2) 前号に掲げるもののほか、災害時等においてドローンの活用が効果的と認める活動の支援

### （活動支援の要請）

第 3 条 甲は、災害時等において乙による活動支援が必要と認めるときは、乙に協力を要請し、乙は当該要請に可能な限り応じるものとする。

- 2 前項の要請は、甲から乙に対して活動支援要請書（様式第 1 号）を提出することにより行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

### （活動支援の実施等）

第 4 条 乙は、第 3 条の規定により甲から協力の要請を受けたときは、やむを得ない事由がある場合を除き、速やかに甲の指定する場所に会員を派遣する。

- 2 甲及び乙は、現場において活動内容について協議し、乙は甲の指揮監督に従い、活動支援を実施するものとする。
- 3 乙の会員は、航空法等の関係法令を遵守するものとする。
- 4 乙は、災害時等における活動支援を実施したときは、当該活動の終了後速やかに、活動支援終了報告書（様式第 2 号）により活動支援内容等を甲に報告するものとする。

### （個人情報の保護）

第 5 条 乙の会員は、この協定に基づく活動により知り得た情報を外部に漏らしてはならない。このことは、本協定が終了した後及び乙の会員でなくなった後も同様とする。

(経費の負担等)

第6条 この協定に基づく活動支援及びこれに関する費用は、乙が負担するものとする。

(事故の報告)

第7条 乙は、この協定に基づく活動支援の実施に際し事故等が発生したときは、甲に対してその状況を口頭により速やかに報告し、甲及び乙が協議の上、適切な措置を講じるものとする。その後、乙は甲に対し、速やかに事故発生報告書(様式第3号)を提出するものとする。

(連絡先等の報告)

第8条 甲及び乙はこの協定の締結後、連絡責任者、連絡担当者及び連絡先を定め、相互に報告するものとする。報告の内容に変更があった場合もまた同様とする。

(情報の報告)

第9条 乙はこの協定の締結後、活動支援等にかかわるドローンの機体数、性能等の情報について、甲に報告するものとする。また、報告の内容に変更があった場合も同様とする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から文書による解約の申し出がない場合は、本協定を1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第11条 本協定の運用等において新たに必要とされる事項及び本協定に定めのない事項は、その都度、甲及び乙が協議の上で決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙は記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年3月10日

甲 横浜市戸塚区戸塚町16-17  
横浜市戸塚区役所  
戸塚区長 近藤 武

乙 横浜市戸塚区  
横浜防災ドローンクラブ  
会長 糸 哲弘